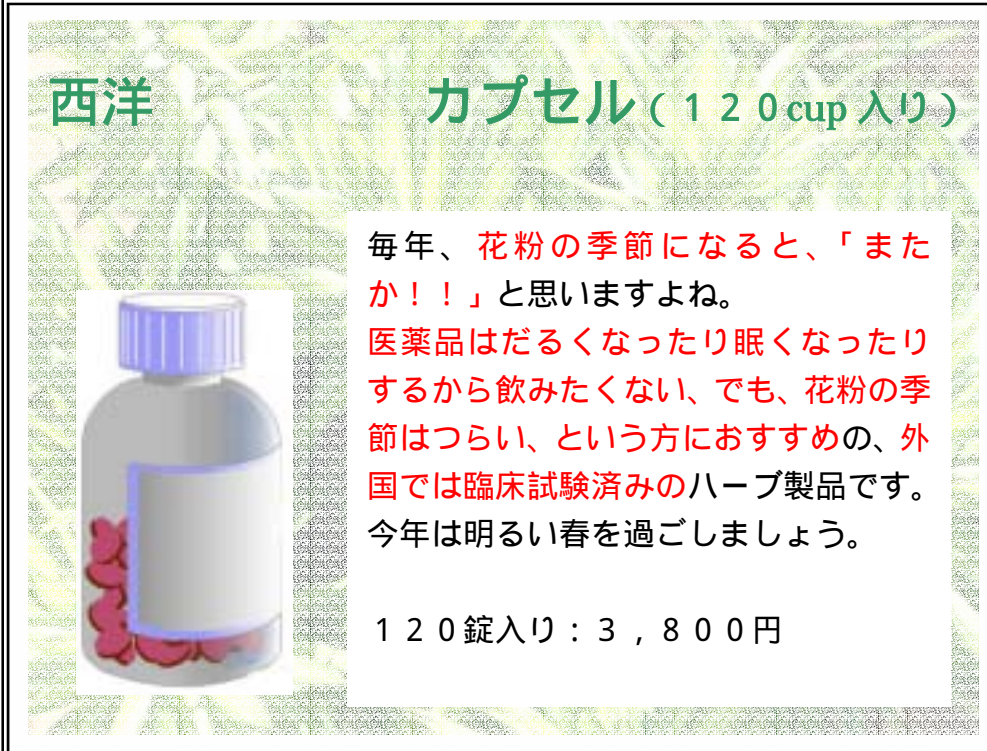


健康食品の花粉症への効果表現について

1 不適切な広告例（特に赤線部）



西洋

カプセル (120cup入り)

毎年、花粉の季節になると、「またか！！」と思いますよね。
医薬品はだるくなったり眠くなったりするから飲みたくない、でも、花粉の季節はつらい、という方におすすめの、外国では臨床試験済みのハーブ製品です。
今年は明るい春を過ごしましょう。

120錠入り：3,800円

2 解説

花粉症への効果は、医薬品的な効果効果の標ぼうに該当します。上記の例では、「花粉症」という言葉は出てきませんが、「花粉の季節はつらい」などの表現により、花粉症に対する効果を暗示する標ぼうとなっています。よって、全体的にみると、「医薬品的」な効果を標ぼうしていることとなります。

また、「外国では臨床試験済み」との標ぼうも、医薬品的な効果の暗示に該当します。

3 その他の不適切な表現例

- ・舌の後ろ側でゆっくり溶かしてして摂取すると効果的です。
(形状と用法から判断して医薬品的)
- ・医薬品ではないので副作用はありません。
(医薬品的な目的作用を有することの暗示、副作用がないとの標ぼうは場合によっては不正確)

この他に、ホームページの「健康食品の監視指導について」もご覧下さい。